

長野県公衆衛生専門学校評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に基づき、長野県公衆衛生専門学校（以下「学校」という。）の教育目標に沿って目指すべき重点目標を設定し、その達成状況等を評価することにより組織的・継続的に学校運営を管理し、また改善するため、学校における学校評価の実施について必要な事項を定める。

(学校評価の方法)

第2条 学校評価は、学校が自ら行う評価（以下「自己評価」という。）及び学校関係者等が行う評価（以下「外部評価」という。）により実施するものとする。

(自己評価)

第3条 学校は、前条に定める自己評価を次の各号により実施するものとする。

- 一 学校の教育活動その他学校の運営状況について、学校全体の基本方針、当該方針を踏まえた中長期の重点目標（以下「重点目標」という。）及び当該重点目標の実現に向けて設定した評価項目及び評価の観点（以下「評価項目」という。）を策定する。
- 二 毎年度、今年度の重点目標を設定し、評価項目を定め、成果と課題を検証の上、それぞれの達成状況について自己評価する。
- 三 前項の評価結果を踏まえ、今後の改善方策（以下、「改善策」という。）を策定する。
- 四 前3項については、自己評価として「長野県公衆衛生専門学校評価表（様式第1号）（以下、「学校評価表」という。）に記載するものとする。
- 五 策定した改善策については、次年度以降の重点目標及び評価項目の設定に反映するよう努めるものとする。

(自己評価委員会の設置)

第4条 学校は、学校内に自己評価を行うため、自己評価委員会を設置するものとする。

2 当該委員会は校長及び校長が指定したのものをもって構成し、校長が主宰する。

(外部評価)

第5条 学校関係者等は、学校が実施した教育活動及び自己評価に対し、意見を述べることにより外部評価を行うものとする。

2 外部評価は、長野県公衆衛生専門学校運営協議会が行うものとする。

3 学校は、外部評価の結果について、自己評価及び次年度の重点目標等に反映するよう努めるものとする。

(公表)

第6条 学校は学校評価表及び外部評価の結果について学校のホームページ上に掲載して公表するものとする。

(設置者への報告)

第7条 校長は学校評価表と外部評価の結果を健康増進課長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、学校評価に関して必要な事項については、校長が別に定める。

附則

この要領は令和2年（2020年）4月1日から施行する。

この要領は令和4年（2022年）4月1日から施行する。